

令和5年度第5回西条市地域公共交通活性化協議会
会 議 録

- 日 時 令和6年3月27日（水）午後1時30分から午後2時
○ 場 所 西条市役所本館5階502会議室
○ 出席者 委員（19人）（◎：会長、○：副会長）

※ 敬称略 ◎越智 三義 ○難波江 覚 越野 美智子 川田 卓哉
吉岡 勉 渡部 光男 窪 仁志（代理） 東山 健二
田崎 大貴 三好 史朗 徳永 米子 木藤 清
星加 隆夫 稲井 義隆 秋川 剛 伊藤 和豊
菊池 勝二 一色 利彦 松浦 和仁

市関係部署（4人）

建設部建設道路課
建設部都市計画管理課
福祉部長寿介護課
経営戦略部危機管理課

事務局（4人）

近藤 孝弘 佐伯 博隆 江口 亜弓 長谷部 敦哉

- 傍聴者 1人
○ 会次第
1 開会
2 会長あいさつ
3 報告事項
西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について
4 協議事項
(1) 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
(2) 令和6年度事業計画（案）・収支予算（案）について
(3) 西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定
について
5 その他
6 閉会

【議事要旨】

1 開会

○事務局長

定刻が参りましたので、ただいまから、令和5年度第5回西条市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、協議会会長越智がご挨拶申し上げます。

2 会長あいさつ

○会長

皆様、こんにちは。

本日は年度末のお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。西条市副市長の越智でございます。本協議会規約第6条の規定に基づき会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。さて、本日は、令和6年度の事業計画（案）及び収支予算（案）についてご協議いただくこととなっておりますが、来年度の事業計画のひとつとして、令和7年9月30日に計画期間満了を迎える西条市地域公共交通計画を改定することとなっております。本計画は、先5年間の地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものであり、本会委員である交通事業者や地域の関係者である皆様と協議を重ねて作成していくものでありますので、どうかよろしくお願いいたします。また、西部地域におきましては、今年度、皆様にご協議いただきました西部地域におけるバス路線の再編やデマンド型乗合タクシーの導入等大きく交通体系の再編が順次、行われる予定となっております。今回の再編についても、今後、状況を見守りつつ、利用者の利便性や運行効率の向上に向けて、委員の皆様と知恵を出し合いながらしっかり協議を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長

それでは、本日の出席状況につきましてご報告させていただきます。本日は委員23名のうち19名の方にご出席いただいております。協議会規約第7条第2項に基づき、委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、この会は成立しておりますことをご報告いたします。また、本日の会議の内容につきましては、公表することといたしておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。本会規約第7条に基づきまして、会長に議長

をお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。

3 報告事項

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

○会長

それでは、規約に従いまして、会を進行させていただきます。まず、協議事項の西部地域交通体系再編案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局の長谷部です。本日は、よろしくお願いします。着座にて進めさせていただきます。それでは、報告事項について、資料の1ページをお願いします。令和6年3月25日付けの愛媛県警察の人事異動に伴いまして、新たに西条警察署交通課長 田崎 大貴 様、西条西警察署交通課長 三好 史朗 様に本会委員にご就任いただきましたのでご報告いたします。

○会長

新たにご就任いただきました田崎委員、三好委員よろしく願いいたします。

4 協議事項

(1) 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

○会長

それでは続きまして、協議事項の1 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、協議事項1についてです。資料の2ページをお開きください。

今回、法定協議会である本会の根拠法「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、本会規約の別表を変更案のとおり改めるというものです。

具体的に申しますと、お手元にございます別紙1の下側に記載されています。

現行は記載のありますように、第6条第2項第3号は「関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認めるもの」とありますが、改正後は第3号のうちから関係する公安委員会のみを第3号とし、その他を第4号としております。

そちらの表記に合わせて、別表の表記を法第6条第2項第3号から西条警察署、西条西警察署を除いたものを第4号とし、西条警察署、西条西警察署を第3号とするものです。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から説明のありました、西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

○会長

それでは、お諮りいたします。

西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正についてご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

○会長

ありがとうございました。

西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について原案のとおり承認することといたします。

4 協議事項

(2) 令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)について

○会長

それでは続きまして、協議事項2 令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

協議事項2 令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)について、資料4ページから8ページまでとなっております。

(1) 令和6年度事業計画(案)についてですが、令和6年度におきましても、引き続き、本協議会で運行しております

①加茂地区デマンド型乗合タクシー

②丹原地域デマンド型乗合タクシー

5ページの

③西条地域デマンド型乗合タクシーの運行につきましては、各地域における通院や買い物等生活の移動手段としてデマンド型乗合タクシーの運行を継続してまいりたいと思います。

④東予地域デマンド型乗合タクシー

6 ページ

⑤黒谷地区デマンド型乗合タクシーの運行につきましては、令和5年度、11月20日に開催いたしました第3回西条市地域公共交通活性化協議会でご承認いただきましたとおり、令和6年10月1日より実証運行を開始したいと思います。

⑥山間部交通不便地域移動助成事業につきましても、山間部の交通不便地域の高齢者世帯への移動時におけるタクシー利用助成事業として継続実施とします。

次に

⑦地域公共交通確保維持改善事業についてですが、バスの幹線路線へ接続する支線・フィーダー路線としてバス路線、西之川線、西条地域デマンド型乗合タクシーについて、国の地域公共交通確保維持改善事業補助を活用しながら、維持改善を図ってまいります。

次に7ページ。

⑧西条市地域公共交通計画の改定についてですが、当市の西条市地域公共交通計画の計画期間が令和7年9月末までとなっていることから、令和6年度に改定を行うように考えております。

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランであり、本会において協議のうえ作成するものでありますので、来年度の協議会の場で報告・協議を行ってまいります。

また、計画の改定に係る委託事業者の選定にあたり、本会のもとにプロポーザルの審査を行う分科会を設置し、6月中旬を目途にプロポーザルの実施をいたします。

続きまして、8ページ、(2) 令和6年度西条市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)についてご説明します。

本年度予算のみ読み上げさせていただきます。

歳入の部、市負担金として16,014千円。合計16,014千円。

歳出の部、協議会の運営費としての会議費と事務費で、1,566千円。

次に事業費、内訳は下の表になります。地域公共交通計画改定にかかる業務委託費、や加茂・丹原・西条・東予・黒谷のデマンド型乗合タクシー運行費、山間部交通不便地域移動助成事業費として、14,448千円。歳出合計16,014千円となっております。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から説明のありました、令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

○会長

それでは、お諮りいたします。

令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)についてご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(各委員挙手)

○会長

ありがとうございました。

令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)について原案のとおり承認することいたします。

4 協議事項

(3) 西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定

○会長

それでは続きまして、協議事項3 西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9ページをお願いします。

3 西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定についてですが、さきほどの協議事項2の令和6年度の事業計画の中で、交通計画の改定を実施するにあたり分科会を設置する旨の説明をさせていただき、ご承認をいただいたところではありますが、分科会を今後設置するにあたりまして、協議会規約第10条の規定により設置する分科会設置に関する要綱を制定するものであります。

本要綱の内容としましては、今回設置する分科会は、西条市地域公共交通計画の改定に係る委託事業者を適正に選定することを目的としており、分科会委員には、プロポーザル応募者の提案について審査を行っていただきます。委員については、協議会会長である西条市副市長、協議会副会長である西条市連合自治会会長、市の交通関連業務を所管する所属長である西条市市民生活部長、最後に有識者として、本会が設置された当初からアドバイザーとしてご意見をいただいている香川高等専門学校の宮崎教授に依頼をしようと考えております。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から説明のありました、西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

○会長

それでは、おはかりいたします。

西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定についてご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

○会長

ありがとうございました。

西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会設置要綱の制定について原案のとおり承認することといたします。

5 その他

○会長

皆様のご協力により、予定しておりました協議事項については以上となりますが、5 その他 ということ、せとうち周桑バス株式会社より報告事項がございます。説明をお願いします。

○せとうち周桑バス株式会社

せとうち周桑バスの吉岡です。よろしく願いいたします。

せとうち周桑バスの車両更新と共創モデル実証運行事業の実施について、ご報告をさせていただきます。

今年度、本協議会で皆様にご協議をいただきました西部地域の交通体系の再編によりまして、弊社のバス路線は4路線に再編することとなっております。今後、この4路線を維持するためには、予備車両を含め5両が必要であり、現在、弊社路線バス車両は7両所有で、うち5両は車齢が20年を超えており、大きな故障をした場合、部品等交換できず廃車となる可能性が高く、今後の円滑かつ安全な運行のためには、車両の入替えが必要となっております。

今後、令和6年度に三芳線の再編がありますので、それに合わせて1台、令和7年度の西部循環線の導入に合わせて2両を購入し、車両の更新を行う予定としております。

なお、車両購入については、多大な費用が発生しますので、市とも協議を行いまし

て、国土交通省の補助事業であります「共創モデル実証運行事業」・補助率2/3を活用し、購入を進めていく予定としております。

なお、この事業は、官民や交通事業者間、他分野との協働により、地域の多様な関係者が連携し取り組む事業でありまして、令和6年度におきましては、他分野との共創ということで、現時点では、一般社団法人西条市SDGs推進協議会を共創パートナーとし、SDGs推進協議会のLOVESAIJOプラットフォームを活用し、交通と買物・地域経済分野における共創による事業を進めていく予定としております。

また、事業の申請にあたっては、本協議会におきましても、三芳線の再編に伴い交通空白地域となった東予地域をカバーするデマンド型乗合タクシーを運行することが決定しておりますので、事業者間の共創として、デマンドの運行事業を位置付けたいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

この共創モデル事業の実施によりまして、車両購入はもとより、LOVESAIJOポイントの活用による地域内経済の循環やSDGsの推進、地域に適した交通体系の構築に寄与してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○会長

ありがとうございました。せとうち周桑バスさんからのご報告でした。再編に伴いまして、現在の円滑な運行や維持管理の困難を伴う車齢の高いバス車両について、車両の更新を行っていくとのことでした。

先ほどの説明の中に、共創という言葉がありましたが、バス事業者がただ運行するのみではなく、例えばスーパーなどの他の業種と組み合わせて、既存の施設に付加価値や相乗効果を与えるといった意味で共創という言葉を使っており、それらを後押しするための国土交通省の補助事業を活用するということとございます。今回、一般社団法人西条市SDGs推進協議会がLOVESAIJOポイントという地域ポイントを付与する事業を行っておりますので、それを活用した共創の検討を行っているところでございます。

先ほどの説明に対して、質問や意見等はございませんでしょうか。

○委員

東予地方局建設企画課です。今回の補助事業は、地元の他事業との共創を進めていくとのことですが、バスの購入主体、所有は、バス事業者になるとのことですか。

○会長

その通りです。今回の補助事業は、ただ単にバスを買うために購入補助を出しますというのではなく、いかに利用者に価値のあるものになるのかというところがポイントとなっております。LOVESAIJOポイントは市が経済対策として行っていますが、それだけではなく、登録店舗がマイ箸を持つてくることでポイント付与を行

うことや、健康増進のイベントを行い参加者へポイント付与を行うなどの事例もあります。これからは、事業者自らが考え、高齢者の社会参加を促すような取り組みが必要になっているということでございます。そのため、今回の事業はどれだけ事業者間でWIN-WINの関係を作っていけるかということが重要になっております。

他地域の例としましては、売り場面積の広いスーパーとデイケア施設が共創を行っているというものがございます。買い物を行うために歩くことで健康増進につながり、買い物に行く際に化粧をすることで楽しみながらハビリを行え、心の健康づくりにつながるといった組み合わせを行っている事例もあります。

その他、ございませんか。

(質疑、意見なし)

その他全体を通して、ご意見、ご質問ございませんか。

○委員

これまでのコロナ禍の影響もあり、オンラインミーティングの環境も整っている組織が増えてきているところだと思います。前提としては、対面方式での協議会を行うべきだと思いますが、来年度は交通計画の改定もあるので意見の確保のためにもオンライン開催も検討いただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。ご意見として承らせていただきます。特に令和6年度は計画策定の年ということもあり、議論の場というものが大切であると考えますので、検討させていただきます。

その他、無いようでしたら、以上で、予定をしておりました協議事項などは全て終了いたしましたので進行をふたたび事務局へお戻しいたします。

6 閉会

○事務局長

本日ご承認いただきました。内容に基づきまして業務を進めてまいります。その中で皆様の承認を得る必要が生じた場合、適宜協議会を開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の会議は終了いたします。

皆様ありがとうございます。お気を付けてお帰りください。

「了」